

# 喬木村 補助制度等の概要

～人が輝き 未来につながる 美し郷 喬木～

(2024.4.1) ver.1.0

村等が行う補助制度等の概要は、下記のとおりです。各種補助制度等の手続き方法や詳細については、各担当課までお問い合わせください。

\* 黄色赤字の部分は、令和6年(2024年)度の追加及び変更箇所です。

| 区分   | 番号 | 補助金等制度名           | 対象経費                      | 補助率／補助金額／限度額  | 補助要件   | 担当課   |
|------|----|-------------------|---------------------------|---|--|-------|
| 定住促進 | 1  | 定住促進就業祝金          | 村内に定住をした新規学卒者への就業祝金       | 50,000円   | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規学卒から3年以内に事業所等に就業し村内に居住する者であって、就業後1年を経過し引き続き就業している者</li> <li>申請は就業後1年6ヶ月以内</li> </ul>  | 産業振興課 |
|      | 2  | UIJターン就業・創業移住支援事業 | 東京圏等から村内に定住し、就業または創業した者   | 単身世帯 600,000円<br>2人以上世帯 1,000,000円<br>(18歳未満の帯同者一人当たり1,000,000円を加算) | <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票を移す直前の10年間に通算して5年以上東京圏、愛知県、大阪府に在住し、かつ、就労していた者</li> <li>申請時転入後3か月以上1年以内であること</li> <li>5年以上継続して居住する意思があること</li> <li>県のマッチングサイトを通じて就労したこと、または、ソーシャル・ビジネス創業支援金の交付決定を受けていること 等</li> </ul> | 企画財政課 |
|      | 3  | 喬木村就職・移住学生支援事業補助金 | 就職活動に関する規定に沿った活動に要した交通費   | 対象経費の1/2以内で8,500円を上限とし、交付の回数是一人1回を限度とする                             | 申請時において、本部が都内にある大学の東京圏にあるキャンパスに原則として4年以上在学する卒業年度の学部生であって、村に移住・就職する者(就業に関する条件有)。  | 企画財政課 |
|      | 4  | 奨学金返還支援助成金        | 奨学金の返還費用のうち、前年度中に本人が返還した額 | 対象経費の1/3【限度額：10万円】<br>(喬木村消防団で活動していれば1/2【限度額：15万円】)<br>助成期間：10年間    | <ul style="list-style-type: none"> <li>飯田下伊那地域外の高校や大学等に進学して奨学金の貸与を受けた方</li> <li>喬木村に居住している方</li> <li>初回の申請年度において30歳以下の方</li> <li>前年度に自ら奨学金を返済している方</li> <li>奨学金の返還に対する助成を他から受けていない方</li> <li>村税に滞納がなく、公務員でない方</li> </ul>       | 企画財政課 |

| 区分                            | 番号 | 補助金等制度名   | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件   | 担当課   |
|-------------------------------|----|-----------|--|--|--|-------|
|                               | 5  | 結婚新生活支援事業 | 新居の住居費（購入費、家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用）と新居への引越費用を合わせた経費 | ・補助対象経費の実費か30万円のいずれか低い金額<br>（ただし、婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合、補助対象経費の実費か60万円のいずれか低い金額）   | ・夫婦の合計所得（婚姻を機に離職し、申請時に無職の場合は所得無しとする）が、500万円未満であること。<br>・婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること<br>・他の公的制度による家賃補助等、 <b>令和4年度以前</b> にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。 | 保健福祉課 |
|                               | 6  | 住宅新築補助    | 村内に自ら居住するための住宅の建築及び造成等、住宅機能に不可欠な設備等の工事に係る経費            | 基礎補助金額200,000円以下に該当する場合はそれぞれの金額を加算する。<br>・住宅取得前後1年以内に村外から転入し、転入前1年間は本村に住民登録されていない場合100,000円<br>・村内業者による施工箇所がある場合100,000円<br>・申請世帯に中学3年生以下の子がいる場合100,000円<br>・富田、大和知、氏乗、大島及び加々須地区に住宅を新築した場合100,000円 | ・令和3年以降に村税務係の家屋評価が済み、新築軽減措置を受ける見込みがある新築住宅。<br>・世帯全員に、現在居住している市区町村において、税及び使用料の滞納がない者。<br>・自治組織（区、自治会及び隣組等）に加入し、地域の行事に積極的に参加する者。             | 生活環境課 |
|                               | 7  | 住宅用地取得補助金 | 住宅用地の取得に要する経費  | 補助率：取得価格の1/3以内<br>【限度額】600,000円  | ・土地を取得後2年以内に住宅建築に着手又は土地付建売住宅を取得した者。<br>・中古住宅の取得前後1年以内に当該住宅用地を取得した者。<br>・着手又は取得した日から1年以内に申請する。  | 生活環境課 |
|                               | 8  | 空き家活用補助   | 空き家データベースに登録した空き家改修経費                                  | 補助率：改修費の1/2以内<br>【限度額】500,000円<br>※ただし、区が所有権又は使用权を有する空き家については1,000,000円  | ・喬木村空き家情報活用制度の物件所有者又は利用登録者若しくは区長<br>・改修費は村内業者による施工箇所があること。<br>・改修費、処理費とも1戸につき1回の補助。<br>・売買の場合は、契約後6ヶ月以内に申請。                                | 生活環境課 |
| 空き家データベースに登録した空き家の不要品処理に要した経費 |    |           | 補助率：不要品処理費の1/2以内<br>【限度額】100,000円                      |  |  |       |

| 区分  | 番号 | 補助金等制度名                | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件   | 担当課   |
|-----|----|------------------------|--|--|--|-------|
|     | 9  | 老朽危険空家解体補助             | 老朽危険空家の解体に係る工事費<br>(以下のいずれかに該当する工事を除く。<br>・補助金の交付決定前に着手した工事<br>・国、県等から補助金以外の財政上の支援を受けることができるもの<br>・対象空家等の一部のみを除却するもの<br>・舗装、浄化槽等の地下埋設物等の除却工事<br>・舗装、浄化槽等の地下埋設物等の除却工事<br>・家財道具の撤去、運搬及び処分費用) | 補助率：工事費の1/2以内<br>【限度額】1,000,000円                                       | ①対象空家<br>・昭和56年5月31日以前に着工された建築物で1/2以上が居住用であること。<br>・空家等対策特措法による勧告の対象となっていないこと。<br>・個人所有であること。<br>・所有権以外の権利（土地に係る権利を除く。）が設定されていないこと。<br>・故意に破損させたものでないこと。<br>②補助対象となる方<br>・対象空家等の所有者又はその相続人<br>・対象空家等が共有である場合は、除却について、共有者全員の同意を得た方<br>・市区町村税を滞納していない方 等<br>③その他<br>・事前調査による老朽危険空家判定が必要<br>・補助支出は翌年度 | 生活環境課 |
| 自治会 | 10 | 地域集会施設等公共施設の増改築補助金     | 地域集会施設等の増改築に要する経費  | 工事費の1/3以内<br>【限度額】1,000,000円   | ・工事費200,000円以上、再度交付を受ける場合は5年経過後<br>・地域集会施設等公共施設と一体の駐車場整備も含む  | 総務課   |
|     | 11 | 地域集会施設等公共施設の水洗化促進      | 排水設備工事に要する経費   | 1. 地区の会所及び消防詰所（各地区とも1棟ずつ）工事費の50%以内<br>2. 地区で所有する上記以外の集会施設、公園 工事費の25%以内 | ・工事費の範囲 管路、トイレ改修、衛生器具  | 総務課   |
|     | 12 | 地域集会施設等公共施設の耐震改修の促進補助金 | 災害時の避難所となるべき地域集会施設等公共施設の耐震改修に要する経費   | 事業費の2/3以内<br>【限度額】2,000,000円   |  | 総務課   |

| 区分                             | 番号           | 補助金等制度名                    | 対象経費  | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件   | 担当課                 |
|--------------------------------|--------------|----------------------------|---|--|--|---------------------|
|                                | 13           | コミュニティ助成事業<br>(宝くじ補助金)     | 事業の実施に要する経費   | 1. 一般コミュニティ助成事業<br>100万円～250万円<br>2. コミュニティセンター助成事業<br>3/5以内、上限1,500万円<br>3. 地域防災組織育成助成事業<br>事業区分により10～200万円<br>4. 青少年健全育成助成事業<br>30万円～100万円<br>5. 地域づくり助成事業<br>7/7500万円、その他1,000万円<br>6. 地域の芸術環境づくり助成事業<br>500万円<br>7. 地域国際化推進助成事業<br>200万円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>宝くじの広報表示を行うこと。</li> <li>その他、詳しくはコミュニティ助成事業実施要項による。</li> </ul>   | 企画財政課<br>(自治総合センター) |
| 消防・防災・防犯・交通安全                  | 14           | 消防施設の整備補助金                 | 区で設置する貯水槽   | 事業費の20%以内  | ・20m <sup>3</sup> 以上の貯水槽   | 総務課                 |
|                                |              |                            | 区で設置する消火栓   | 消火栓本体は村負担<br>工事費は地元負担<br>附属器具等は50%以内   | ・既設水道に対する消火栓の新設  |                     |
|                                |              |                            | 区で設置する消防施設<br>その他の消防施設で村長が必要と認めるもの                          | 事業費の50%以内<br>事業費の50%以内   |  |                     |
|                                | 15           | 防犯灯設置及び維持補助金               | 防犯灯の新設・更新   | 事業費の50%以内  | ・公共の場所に設置したもの  | 総務課                 |
|                                |              |                            | 防犯灯の維持  | 電気料年額の50%以内  | ・公共の場所に設置したもの（区等が維持するものを除く。）   |                     |
|                                | 16           | 自主防災組織の施設・備品の整備補助金         | 備蓄倉庫、資機材倉庫  | 事業費の50%以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>区又は自治会を単位とする自主防災組織に</li> <li>工事費を含む</li> <li>1点価格1万円以上の備品とする</li> <li>ラジオ、ヘルメット、ベストについては一式で1点とする</li> </ul> | 総務課                 |
| 電池メガホン、トランシーバー                 |              |                            |   |  |  |                     |
| 担架、強力ライト、テント、避難誘導標識、小型発電機及び投光器 |              |                            |   |  |  |                     |
| 給水槽（500L以上）、炊き出し用具（5升炊き以上）     |              |                            |   |  |  |                     |
| 除雪機、スノーブラウ                     |              |                            |   |  |  |                     |
| テレビジョン、ラジオ                     |              |                            |   |  |  |                     |
|                                |              | ヘルメット2,000円以内、ベスト3,500円以内  |   |  |  |                     |
| 17                             | 地域避難施設の整備補助金 | 地域防災計画の避難施設の新築、改築、増築に要する経費 | 事業費の50%以内<br>ただし、対象戸数50戸以下の施設は60%以内とする。<br>【限度額】20,000,000円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>用地の取得費用は含まない。</li> <li>既存施設の解体費用を含む。</li> <li>工事費1,000,000円以上</li> </ul>  | 総務課  |                     |

| 区分 | 番号 | 補助金等制度名            | 対象経費  | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件   | 担当課   |
|----|----|--------------------|---|--|--|-------|
|    | 18 | 木造住宅耐震補強事業         | <p>(1) 耐震診断士による耐震診断事業に基づき実施した耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について耐震補強工事を行い、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超える当該耐震補強工事を、既存木造住宅の所有者が行う当該事業に要する経費（工事費、設計及び補強計画に要する費用に限る。）</p> <p>(2) 既存木造住宅に対し、村が実施した診断士による診断の結果、総合評点が1.0未満のものについて、所有者が行う除却工事に要する経費</p> | <p>補助率：対象経費の4/5以内</p> <p>【限度額】<br/> <b>既存木造住宅の耐震補強工事に要する経費 1,000,000円</b><br/> <b>既存木造住宅の除却工事に要する経費 838,000円</b></p> |  | 生活環境課 |
|    | 19 | 地区防災研修会講師費用補助金     | 地区防災研修会に係る講師費用  | <p>対象経費の全額</p> <p>【限度額 15,000円】</p>  |  | 総務課   |
|    | 20 | 防災士資格取得支援補助金       | 防災士研修センター等の講座受講料、教材費、防災士資格取得試験受験料、防災士認証登録申請料（初回のみ）及び交通費   | <p>対象経費の全額</p> <p>【限度額 45,000円】</p>  | ・長野県自主防災アドバイザーとして登録できる者であって、村の自主防災組織と連携して活動できる者  | 総務課   |
|    | 21 | 特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金 | 自動録音機能等特殊詐欺被害を防止するための機器の購入や設置に要した費用   | <p>対象経費の2/3</p> <p>【限度額 5,000円】</p>  | <p>・村内に居住する満65歳以上の者</p> <p>①被害を引き起こす可能性のある電話の着信に係る対策が施された電話機であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもの</p> <p>②電話機に接続して用いる装置であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもので被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断するもの</p> <p>・対象者が属する世帯につき、①と②それぞれ1台まで</p> | 総務課   |
|    | 22 | 被災者生活再建支援制度補助金     | 被災者生活再建支援法の適用対象とならない住家の全壊及び半壊した世帯   | 被災者生活再建支援制度補助金交付要綱による（281,250～3,000,000円）  | 被災者生活再建支援制度補助金交付要綱による  | 総務課   |

| 区分 | 番号              | 補助金等制度名                                 | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額                                     | 補助要件   | 担当課   |
|----|-----------------|---|--|--|--|-------|
|    | 23              | 自転車用ヘルメット購入費補助金                         | 安全認証等を受けた自転車用ヘルメットの購入費用                        | 購入費用の1/2以内<br>【限度額 3,000円】                       | ・村内に住所を有し、現に居住している者<br>①過去に、県内市町村で、長野県が実施する自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者<br>②同一のヘルメットに対する①以外の補助金の交付を受けていない者  | 総務課   |
| 健康 | 24              | 国民健康保険健康診査                              | 人間ドック受診に要する経費                                  | 検査料金の7/10以内<br>【限度額】 15,000円<br>(受診券利用者 10,000円) | ・対象者 国民健康保険の被保険者   | 保健福祉課 |
|    | 25              | 国民健康保険出産育児一時金                           | 国保加入者で、出産をされた方へ一時金を支給                          | 50万円   | ・対象者 国民健康保険の被保険者の方で出産された方  | 保健福祉課 |
|    | 26              | 国民健康保険葬祭費                               | 国保に加入されていた方の葬祭を行った方へ支給                         | 5万円  | ・対象者 国民健康保険の被保険者の葬祭を行った方   | 保健福祉課 |
|    | 27              | 後期高齢者医療健康診査                             | 人間ドック受診に要する経費                                  | 1件 15,000円                                       | ・対象者 後期高齢者医療の被保険者  | 保健福祉課 |
|    | 28              | 後期高齢者医療葬祭費                              | 後期高齢者医療制度に加入されていた方の葬祭を行った方へ支給                  | 5万円  | ・対象者 後期高齢者医療制度に加入されていた方の葬祭を行った方  | 保健福祉課 |
|    | 29              | 不妊症及び不育症治療費助成事業                         | 不妊症及び不育症に係る保険診療外の検査費及び診療費                      | 1/2以内<br>【限度額】 100,000円<br>【助成回数】 1年度1回          | ・夫婦の双方または一方が申請時より1年前から村内に住所を有する方。医師の診断をうけた不妊・不育に係る検査費及び治療費、保険適用・保険適用外、いずれも対象。<br>・文書料、入院時の食事代、差額ベッド代、その他治療に直接関係のない経費は対象外。<br>・長野県が実施する不妊治療費助成事業などの補助金のほか、高額療養費や他団体からの助成がある場合はその分を減額。 | 保健福祉課 |
|    | 30              | 肺炎球菌予防接種費用助成                            | 65歳になった方が受ける肺炎球菌予防接種に係る費用                      | 予防接種に要した費用の内自己負担4,000円を除いた費用<br>【助成回数】 1人1回まで    | ・生活保護者等は自己負担無し   | 保健福祉課 |
| 31 | インフルエンザ予防接種費用助成 | 65歳以上の方及び一定の基準を満たす方が受けるインフルエンザ予防接種に係る費用 | 予防接種に要した費用の内自己負担2,000円を除いた費用<br>【助成回数】 1年度1回まで | ・生活保護者等は自己負担無し                                   | 保健福祉課  |       |

| 区分 | 番号 | 補助金等制度名      | 対象経費                                   | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件  | 担当課   |
|----|----|--------------|--|--|---|-------|
|    | 32 | 風しん予防接種費用等助成 | 成人男性を対象とした風しん予防接種（抗体検査）に係る費用（年齢要件等有）   | 抗体検査及び予防接種に要した費用   | ・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方<br>・接種歴がある者、風しんにかかったことがある者は対象外<br>※令和7（2025）年3月31日まで  | 保健福祉課 |
|    | 33 | 歯科健診費用助成事業   | 指定医療機関での歯科健診に係る費用                      | 歯科健診に要する費用の内自己負担1,000円を除いた費用<br>【助成回数】毎年度1回                                  | ・村内に住所を有する40歳以上の方   | 保健福祉課 |
|    | 34 | 後期高齢者歯科口腔健診  | 指定医療機関での歯科口腔健診に係る費用                    | 歯科口腔健診に要する費用<br>【助成回数】1回   | ・年度内に75歳となった方<br>・年度内に76～79歳となった方のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、前年度に歯科医療受診がなかった方 | 保健福祉課 |
|    | 35 | 特定健康診査費用助成   | 40～74歳の国民健康保険対象者が受ける特定健康診査費用           | 健康診査に要した費用のうち、自己負担分を除いた費用<br>村集団健診：3,000円を除いた費用<br>個別健診：3,500円を除いた費用         | ・健診内容<br>村集団健診：健康診査に心電図及び眼底検査を含む<br>個別健診：健康診査に心電図を含む                            | 保健福祉課 |
|    | 36 | 基本健康診査費用助成   | 39歳以下及び後期高齢者医療保険加入者が受ける村の集団基本健康診査費用    | 村が実施する集団基本健康診査に要した費用の内自己負担2,200円（後期高齢加入者は500円）を除いた費用                         |   | 保健福祉課 |
|    | 37 | 各種がん検診費用助成   | 各種がん検診対象者が受ける村の検診に係る費用                 | 村が実施するがん検診に要した費用の内各検診で定める自己負担額を除いた費用   | ・子宮頸がん及び乳がん（クーポン対象のみ）のみ個別検診   | 保健福祉課 |
|    | 38 | 骨髄バンクドナー助成   | 骨髄等の提供に係る通院等に要した経費                     | ①ドナー：20,000円/日<br>②ドナーを雇用する事業所：10,000円/日 ※①②とも10日以内                          | ・骨髄等の提供を完了し、その証明書等を交付された者で村内に居住し住民基本台帳に記録されている者                                 | 保健福祉課 |
|    | 39 | アピアランスケア助成   | がん治療を受けた又は受けられている方が購入した頭髮補整具、乳房補整具、その他 | 対象経費の1/2<br>【限度額】20,000円<br>【助成回数】対象者1人につき、対象経費の区分ごと1回（乳房補整具については右房、左房ごとに1回） | ・助成金の対象となる補整具の申請日に村内に住所を有する者。<br>・がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた者又は現に受けている者  | 保健福祉課 |

| 区分  | 番号       | 補助金等制度名                                    | 対象経費                                       | 補助率／補助金額／限度額  | 補助要件   | 担当課   |
|-----|----------|--|--|---|--|-------|
| 子育て | 40       | 児童遊園、運動広場設置                                | 地区で児童遊園及び運動広場の造成又は設備の設置に要する経費              | 事業費の1/3以内<br>【限度額】3,000,000円                                | ・330m <sup>2</sup> 以上の面積を有していること。<br>・広場、便所、さく、砂場、水道等を設置するものであること。             | 保健福祉課 |
|     | 41       | 出産祝金                                       | 出産された方に祝金を支給                               | 出生子1人につき10万円  | ・喬木村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意思があり、喬木村で子を養育する父母<br>・支給日から3年以内に喬木村外に転出された場合は、その全額を村に返還。 | 保健福祉課 |
|     | 42       | 定期予防接種費用助成                                 | お子さんが定期接種として受ける予防接種に係る費用                   | 予防接種に要した費用  |  | 保健福祉課 |
|     | 43       | 福祉医療費給付金                                   | 18歳以下のお子さん、重度心身障害者、母子及び父子家庭の父母が受ける、保険適用医療費 | 1レセプト300円を差し引いた額<br>※高額療養費等の給付がある場合はその額を除く                  | ・重度心身障害者及び母子及び父子の父母については所得要件あり   | 保健福祉課 |
|     | 44       | 先天性股関節脱臼検診費用助成                             | 乳児の先天性股関節脱臼に係る費用                           | 検診に要した費用（4,400円）  | ・村内に住所を有する乳児   | 保健福祉課 |
|     | 45       | 母乳相談等助成                                    | 出産後の母親が受ける母乳相談等必要な保健指導に要する費用               | 1回2,000円×2回（4,000円）<br>【限度】<br>お子さんが1歳になるまでの間に2回（母親1人につき2回） |  | 保健福祉課 |
|     | 46       | 妊婦健康診査費用助成                                 | 妊婦健診に要した費用                                 | 基本的な妊婦健診（14回分及び諸検査126,640円）                                 |  | 保健福祉課 |
|     | 47       | 妊婦歯科健診費用助成                                 | 妊娠中の者が受ける歯科健診に要する費用                        | 歯科健診に要する費用の全額（年度中1人1回）                                      | ・村内に住所を有する妊婦   | 保健福祉課 |
|     | 48       | 乳児一般健康診査費用助成                               | 生後1ヶ月のお子さんが受ける健康に要した費用                     | 健診に要した費用（5,990円）  | ・村内に住所を有する乳児   | 保健福祉課 |
|     | 49       | 産婦健康診査費用助成                                 | 出産後間もない母親の産婦健康診査費用                         | おおむね産後2週間及び産後1ヶ月の2回（5000円×2回）                               | ・村内に住所を有する出産した産婦   | 保健福祉課 |
| 50  | 出産応援給付金  | 出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産応援給付金  | 妊娠1回につき50,000円                             | ・村内に住所を有する妊婦  | 保健福祉課  |       |
| 51  | 子育て応援給付金 | 出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る子育て応援給付金 | 対象児童1人につき50,000円                           | ・村内に住所を有する新生児   | 保健福祉課  |       |



| 区分 | 番号 | 補助金等制度名             | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額  | 補助要件  | 担当課   |
|----|----|---------------------|--|---|---|-------|
|    | 52 | 新生児聴覚検査費用助成         | 新生児聴覚検査の費用   | 新生児1人につき1回<br>【限度額】5000円  | ・村内に住所を有する新生児   | 保健福祉課 |
|    | 53 | 妊婦初回産科受診費用補助金       | 初回産科受診料補助  | 年度1回【限度額】10,000円  | ・村内に住所を有する住民税非課税世帯、生活保護世帯   | 保健福祉課 |
| 福祉 | 54 | 病人等移送専用タクシー利用補助金    | ストレッチャー装着者及びリクライニング車いす対応車利用に要する経費                            | 利用者負担額の2分の1<br>【限度額】10,000円   |   | 保健福祉課 |
|    | 55 | 高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金 | ハンドル形電動車いす購入に要する経費   | 補助対象経費の6分の1以内<br>【限度額】50,000円   |   | 保健福祉課 |
|    | 56 | 介護用品給付事業            | 介護保険要介護認定者を在宅において介護している者の紙おむつ、尿取りパット購入費                      | 5,000円×10枚の年額50,000円  | ・当村に住所を有する住民税非課税世帯の者で、介護保険の要介護度4及び5に認定された者と同居しその者の介護をしている者  | 保健福祉課 |
|    | 57 | 緊急通報サービス事業          | 村指定事業所が提供する緊急通報サービス（緊急通報装置、ペンダント型無線発信機、安否確認センサー、健康相談等）の利用経費  | 緊急通報サービス利用に要した費用のうち、※自己負担分を除いた費用<br>※自己負担額<br>(1) 警備業法における機械警備業務 月額1,000円<br>(2) その他の高齢者安否確認業務 月額500円   | 村内に住所を有し、同一敷地内に親族等が居住していない次のいずれかの者<br>・概ね65歳以上のひとり暮らしの者<br>・重度心身障がいをもつひとり暮らしの者<br>・高齢者2人世帯で、一方が要介護認定を受けている者<br>・その他村長が特に必要と認める者 | 保健福祉課 |
|    | 58 | 地域介護予防活動支援事業運営費補助金  | (1) 住民主体で取り組むサロン活動に係る経費<br>(2) 配食サービスその他高齢者の見守り機能を果たす活動に係る経費 | (1) サロン活動1開催につき5,000円。参加人数20名以上の場合、20名を超えた参加者1名につき200円加算。<br>(2) 活動年間実施回数<br>10回から20回まで 50,000円<br>21回から30回まで 75,000円<br>31回から40回まで 100,000円<br>41回から50回まで 125,000円<br>51回以上 150,000円 | 村民の主体的な互助活動を基本とし、当該事業の持続を念頭において取り組む村民団体、民間非営利団体等<br>(特定の宗教及び政治上の組織・団体又は営利を目的とする組織・団体は除く)  | 保健福祉課 |

| 区分 | 番号 | 補助金等制度名               | 対象経費  | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件   | 担当課   |
|----|----|-----------------------|---|--|--|-------|
|    | 59 | 介護予防・生活支援サービス事業補助金    | 住民主体による訪問型サービス事業の実施に係る経費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務費<br/>利用実人数9人以下 18,000円<br/>利用実人数10人以上 36,000円</li> <li>・コーディネーター人件費<br/>利用実人数2人以下 36,000円<br/>利用実人数3～9人 120,000円<br/>利用実人数10人以上 240,000円</li> <li>・ボランティア奨励金<br/>1,500円／回</li> <li>・自動車保険料<br/>法人所有車両（日額）1,150円／台<br/>個人所有車両（日額）400円／台</li> <li>・事務所借上料<br/>家賃の1/3以内</li> <li>・団体立ち上げ経費<br/>100,000円</li> </ul> | <p>次に掲げる要件をいずれも満たす団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会などの地縁団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体、その他公共の利益を目的とした団体</li> <li>・村内で活動し、村が実施する生活支援・介護予防サポーター養成講座、安全運転講習等受講修了者を含み、介護支援専門員と協議するためのコーディネーターを1人以上配置する団体</li> <li>・公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行わない団体</li> </ul> | 保健福祉課 |
|    | 60 | 徘徊高齢者等位置情報サービス導入費用補助金 | GPSを用いた位置情報検索サービスの利用開始時に事業者へ一括して支払う以下の経費<br>(1) GPS端末の本体及び付属品（一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有するものを除く）の購入に要する経費<br>(2) GPS端末の送料<br>(3) 位置情報検索サービスの導入に要する手数料 | 対象経費のすべて<br>【限度額】10,000円   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に住所を有し、在宅で生活している方</li> <li>・介護保険の要介護又は要支援の認定を受けており、所在不明になるおそれがある方</li> <li>・村税及び介護保険料の滞納がない方</li> </ul>  | 保健福祉課 |
|    | 61 | 社会福祉施設整備事業            | 国の補助を受けて、社会福祉法人が行う社会福祉施設の新築・改築・増築及び大規模改修に要する経費のうち国庫補助基本額  | 基本額の1/8以内  | ・障害者施設を除く。   | 保健福祉課 |
|    | 62 | 障害者にやさしい住宅改良          | 補助対象者の日常生活の利便性をはかるため、居室、浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段等の改良に要する経費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人負担額は1割</li> </ul> 【限度額】700,000円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の身体障害者（身体障害者手帳1～6級所持者）であって、身体障害者手帳4～6級所持者については独居者又は常時介護する者がいない世帯。</li> <li>・前年の所得税額の合算額が8万円以下の世帯</li> </ul>   | 保健福祉課 |

| 区分 | 番号 | 補助金等制度名             | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件  | 担当課   |
|----|----|---------------------|--|--|---|-------|
|    | 63 | 高齢者にやさしい住宅改良促進      | 補助対象者の日常生活の利便性をはかるため、居室、浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段等の改良に要する経費         | ・ 個人負担額は1割<br>【限度額】 700,000円   | 65歳以上の高齢者であって、介護保険法により要介護若しくは要支援の認定を受けた者、若しくは身体障害者手帳1～3級所持者。補助対象者と生計を一にする者で、前年の所得税額が8万円以下の世帯等   | 保健福祉課 |
|    | 64 | 人工透析患者等通院交通費補助金     | 人工透析患者の通院に要する経費  | 通院距離に医療機関に通院した日数を乗じて得た数に障がい者支援事業実施要領に記載の長野県が定めるガソリン単価の10分の1の額を乗じて得た額 | じん臓の機能の障害により、身体障害者手帳の交付を受けている者、又は特定疾病療養受療証の交付を受けている者で、村内に1年以上住所を有する者。   | 保健福祉課 |
|    | 65 | 身体障害者用自動車改造助成事業     | 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造助成することにより社会参加が見込まれる者の自動車の改造に直接要する経費 | 【限度額】 一件あたり100,000円  | ・ 18歳以上の者であって、喬木村に居住する者。<br>・ 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造助成することにより社会参加が見込まれる者。<br>・ 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。 | 保健福祉課 |
|    | 66 | 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業  | 法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の補聴器購入に係る費用を助成する             | 基準額又は補聴器の購入にかかった費用のいずれか低い額の3分の2の額                                    | ・ 村内に在住する18歳未満の者。<br>・ 両耳の聴力レベルが70dB未満で身体障害者手帳の交付対象外であること。<br>・ 社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。                | 保健福祉課 |
|    | 67 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 | 小児慢性特定疾患児の福祉の向上を図るため、日常生活用具を給付する                             | 規定する用具の給付に要する費用の負担額は、要綱に掲げる基準に基づく額                                   | ・ 村内に住所を有する要綱に該当する者。<br>・ 小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者。<br>・ 児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない者。                                 | 保健福祉課 |

| 区分 | 番号 | 補助金等制度名             | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額  | 補助要件   | 担当課   |
|----|----|---------------------|--|---|--|-------|
|    | 68 | 家庭介護者慰労事業           | 家庭において重度心身障害者等の介護をしている者又は介護をしていた者に対して、その労をねぎらい激励するための慰労金 | 重度心身障害者等1人につき<br>50,000円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に6月以上住所を有し、11月1日現在において重度心身障害者等と同居し介護している者であって、基準日前1年間に当該重度心身障害者等と同居し介護していた期間が6月以上ある者</li> <li>・基準日においては重度心身障害者等と同居し介護していないが、村内に6月以上住所を有し基準日前の介護期間の最終日から遡って1年間に、介護期間（前年度に慰労金の支給を受けた者にあつては、その年の10月31日以前の期間を除く。）が6月以上ある者</li> </ul> | 保健福祉課 |
|    | 69 | 福祉金                 | 1年以上喬木村に住所を有し、住民税非課税世帯に属する方を対象に「福祉金」を支給（年1回）             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅の重度障がい者（支給額；20,000円）</li> <li>・身体障害者手帳1級または2級</li> <li>・療育手帳A1またはA2</li> <li>・精神保健福祉手帳1級</li> <li>・障害年金1級、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当受給者</li> <li>○母子家庭、父子家庭（支給額；10,000円）</li> </ul> |  | 保健福祉課 |
|    | 70 | 障害児自立支援給付利用者負担金支給   | 障害児が利用した自立支援給付サービス及び地域生活支援事業サービスの一部負担の支給                 | 事業所等に支払われた自己負担額の2分の1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喬木村に住所を有する者。</li> <li>・福祉サービス等を利用し自己負担が発生した障害児を養育している保護者。</li> </ul>   | 保健福祉課 |
|    | 71 | 喬木村住所地特例者北部火葬場利用補助金 | 住所地特例死亡者の下伊那北部火葬場の利用料補助                                  | <p>下伊那北部火葬場に支払われた利用料金から、管内に住所を有する者の利用料金を差し引いた額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10歳以上の住所地特例死亡者である場合は30,000円</li> <li>・10歳未満の住所地特例死亡者である場合は20,000円</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喬木村に住民登録していた方が北部地区以外の特別養護老人ホーム等へ入所するため住所を移し、入所後に死亡した方が下伊那北部火葬場において火葬に付され、北部地区以外のその他の者の欄の利用料金を支払った方。</li> </ul>   | 保健福祉課 |

| 区分 | 番号 | 補助金等制度名              | 対象経費                                   | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件 | 担当課   |
|----|----|----------------------|--|--|------|-------|
| 環境 | 72 | 生活環境整備美化             | ゴミステーションとして必要な用地取得に要する経費又は建物、修繕等に要する経費 | 補助率：総経費の1/2以内  |      | 生活環境課 |
|    |    |                      | ゴミステーション監視用カメラ購入及び設置に要する経費             | 補助率：総経費の1/2以内<br>【限度額】100,000円                               |      |       |
|    |    |                      | 生ゴミ処理機の購入に要する経費                        | 補助率：総経費の1/2以内<br>【限度額】50,000円                                |      |       |
|    | 73 | 太陽光発電システム設置・蓄電システム設置 | 10kW未満の家庭用太陽光発電システム設置に要した経費            | 補助率：1kW当たり30,000円<br>【限度額】100,000円                           |      | 生活環境課 |
|    |    |                      | 蓄電システム設置に要した経費                         | 補助率：対象経費の1/3以内<br>【限度額】100,000円<br>太陽光発電と同時申請の場合は上限 150,000円 |      |       |
|    | 74 | 住宅用太陽熱温水器設置          | 住宅用太陽熱温水器の設置に要した費用                     | 補助率：対象経費の1/3以内<br>【限度額】50,000円                               |      | 生活環境課 |

| 区分   | 番号 | 補助金等制度名         | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件   | 担当課   |
|------|----|-----------------|--|--|--|-------|
| 有害鳥獣 | 75 | 有害鳥獣対策          | サル・クマ・イノシシ・シカ・カラス・ハクビシンを捕獲した経費                             | サル 1頭 20,000円<br>クマ 1頭 20,000円<br>イノシシ 1頭 20,000円<br>シカ 1頭 20,000円<br>カラス 1羽 1,000円<br>ハクビシン 1頭 1,000円 | ・捕獲した現場は原則として村長の確認を受けること。猟期は除く。  | 生活環境課 |
|      | 76 | 鳥獣被害対策実施隊員の確保対策 | 有害鳥獣駆除従事者免許取得に係る経費   | 初心者準備講習会・初心者狩猟免許試験・有害鳥獣駆除従事者資格者講習会の全額  | ・初年度に限る。   | 生活環境課 |
|      |    |                 | 猟銃所持者に係る経費   | 猟銃所持に係る経費の一部<br>・新規所持者 20,000円<br>・既所持者 5,000円   | ・鳥獣被害対策実施隊員に限る。  |       |
|      |    | 有害鳥獣見回り出役に係る経費  | 見回り 1回につき 1人1,000円   | ・鳥獣被害対策実施隊員に限る。  |  |       |
| 農業   | 77 | 農地流動化対策補助金      | 30a以上の経営面積を有する者又は新規就農者が、5年以上の利用権設定（賃借権）した農用地に係る初年度の経費      | 10a当たり10,000円以内（認定農業者、または営農団体の長20,000円以内）  | ・農振以外も対象<br>・一般農家も対象<br>・新規就農者とは、就農後5年以内の者をいう（以下 要就農要件）  | 産業振興課 |
|      | 78 | 小規模土地改良事業補助金    | 農業生産の向上を図るための整備経費  | 事業費の20%以内（認定農業者40%以内）<br>【限度額】 200,000円  | ・国及び県の補助対象にならない事業で1事業100,000円以上<br>・地元農業委員による意見書の添付が必要（以下 要農委意見書）  | 産業振興課 |
|      | 79 | 遊休農地利活用対策補助金    | 永年作物（景観作物は除く）の苗木、そば、小麦、大豆及び飼料作物の種子並びに産地資金指定品目の購入に要する初年度の経費 | 改植20%以内（認定農業者40%以内）、遊休地への作付の場合30%以内（認定農業者50%以内）、中山間地域等における栗の作付の場合50%以内<br>【限度額】 100,000円               | ・対象農用地が概ね1a以上<br>・改植も対象<br>・要農委意見書<br>・産地資金指定品目とは、南信州地域農業再生協議会が定めた品目をいう<br>・中山間地域等とは、富田、大和知、氏乗、大島及び加々須地籍並びに農業委員会が認定した地籍をいう | 産業振興課 |

| 区分 | 番号 | 補助金等制度名           | 対象経費  | 補助率／補助金額／限度額                               | 補助要件   | 担当課   |
|----|----|-------------------|---|--|--|-------|
|    | 80 | 有害鳥獣防護柵設置補助金      | 有害鳥獣の農地への侵入防止柵設置に要する経費                                    | 資材費の50%以内<br>【限度額】100,000円（3戸以上200,000円）   | ・被害の想定される農地、又はそのおそれのある農地に限定<br>・要農委意見書   | 産業振興課 |
|    | 81 | 新規就農者住宅支援補助金      | 新規就農者が村内の住宅を賃貸借する場合の経費                                    | 月額10,000円<br>就農開始後3年間                      | ・喬木村により青年等就農計画が認定され就農していること。<br>・対象経費の始期は居住後とし、賃料が月額3万円以上の住宅であること（親族から賃貸借する場合を除く）。 | 産業振興課 |
|    | 82 | 帰農塾受講助成           | 県及びJAが実施する帰農塾受講費用の助成                                      | 1戸あたり受講料の10分の10                            | 受講修了証（写し）の添付が必要  | 産業振興課 |
|    | 83 | 農業後継者資金利子補給事業     | 担い手農業者が農業経営の向上を図るための借入金の償還に係る経費                           | 研修中の2年間と研修終了後の1年間                          | ・一人あたりの借入額2,000,000円以下   | 産業振興課 |
|    | 84 | 認定農業者育成確保資金利子補給事業 | 認定農業者が農業経営の体質強化を図るための借入金の償還に係る経費                          | 利子補給年利0.5%以内、対象期間15年以内                     |  | 産業振興課 |
|    | 85 | 営農団体設立支援補助金       | 5戸以上による営農団体の長が、営農計画に沿って新たに遊休農地を5年以上利用権設定（賃借権）した農用地に係る経費   | 10aあたり50,000円以内<br>（年度末の事業報告と次年度計画による実績補助） | ・営農計画が村（農業振興協議会）に認定されること<br>・要農委意見書<br>・年1回農業委員会における活動発表を行う                        | 産業振興課 |
|    | 86 | 営農団体種子購入費用補助金     | 3戸以上で共同管理する農用地にそば、小麦、大豆、飼料作物その他村が認定した推奨作物を播種する場合の初年度の種子経費 | 種子費用の30%以内<br>【限度額】30,000円                 | ・対象農用地が概ね10a以上<br>・村が認定した推奨作物とは、農業技術者連絡協議会が認定した作物をいう<br>・要農委意見書                    | 産業振興課 |

| 区分 | 番号 | 補助金等制度名           | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額  | 補助要件  | 担当課   |
|----|----|-------------------|--|---|---|-------|
|    | 87 | 農業用機械リース費用補助金     | 機械リースに係る経費   | 10aあたり3,000円以内（3戸以上で共同管理する農用地の場合5,000円以内、5戸以上の営農団体の場合8,000円以内）  | 対象農用地が概ね1a以上（3戸以上は10a以上、5戸以上は20a以上）<br>・要農委意見書  | 産業振興課 |
|    | 88 | 土壌分析等導入支援事業補助金    | 農業委員会が認定した土壌分析及び堆肥分析並びに施肥設計に係る経費   | 事業費の50%以内。ただし、送料は除く。<br>【限度額】50,000円  | ・要農委意見書<br>・堆肥分析の対象となる堆肥は、農業委員会が認定した堆肥に限る。  | 産業振興課 |
|    | 89 | 環境モニタリング機器導入費用補助金 | 環境モニタリング機器導入に係る経費  | 事業費の20%以内（認定農業者40%以内）<br>【限度額】100,000円  | ・要農委意見書   | 産業振興課 |
|    | 90 | 農業用施設設置費用補助金      | いちご栽培等に要するパイプハウス、JA等農業者の組織する団体が設置経費を補助したパイプハウス及び認定農業者が自ら設置するパイプハウスの新設及び増設に係る経費（工事費は除く） | 設置経費又は設置補助残の20%以内。【限度額】250,000円<br>ただし、設置面積が8a以上（中山間地域等の場合は5a以上）であって、かつ、設置者の年齢が45歳未満の場合は30%以内。【限度額】500,000円（中山間地域等の場合は1,000,000円） | ・要農委意見書<br>・いちご栽培等とは、農業委員会が指定した施設栽培品目をいう<br>・中山間地域等とは、富田、大和知、氏乗、大島及び加々須地籍並びに農業委員会が認定した地籍をいう | 産業振興課 |
|    | 91 | 農作物等災害対策補助金       | 自然災害を未然に防止するために設置する防風、防霜資材及び保温資材（既に設置した保温フィルム等を重層的に被覆する資材部分に限る）                        | 資材費の20%以内<br>【限度額】60,000円   | ・要農委意見書   | 産業振興課 |
|    | 92 | 農作物災害緊急対策事業       | 村が別に定める自然災害により被災した農作物の緊急防除に要する薬品代  | 薬品代の4分の1以内  |   | 産業振興課 |
|    | 93 | 防霜ファン設置費用補助金      | 防霜ファンの設置に要する経費   | 防霜ファンを設置する圃場の面積10aあたり100,000円以内   | ・千円未満は切り捨て  | 産業振興課 |



| 区分       | 番号  | 補助金等制度名               | 対象経費  | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件   | 担当課   |
|----------|-----|-----------------------|---|--|--|-------|
|          | 94  | 果樹共済加入<br>推進対策補助金     | 果樹共済に係る共済掛金・賦課金の経費                            | 掛金・賦課金の20%以内   | ・100円未満切捨  | 産業振興課 |
|          | 95  | 農業経営収入保険<br>加入促進対策    | 農業経営収入保険に係る掛捨て保険料に要する経費                       | 掛捨て保険料の30%以内   | ※100円未満切捨  | 産業振興課 |
|          | 96  | 園芸施設共済<br>加入促進対策      | 園芸施設共済に係る共済掛金・賦課金の経費                          | 掛金・賦課金の20%以内   | ※100円未満切捨  | 産業振興課 |
|          | 97  | 野菜価格安定<br>対策補助金       | 野菜価格安定基金積立金の経費                                | 積立金の20%以内  | ・100円未満切捨  | 産業振興課 |
|          | 98  | 飼養家畜へい獣処理支<br>援補助金    | 飼養家畜のへい獣処理に係る経費                               | 牛1頭あたり15,000円以内<br>豚1頭あたり5,000円以内                            | ・法定伝染病は除く  | 産業振興課 |
|          | 99  | 豚熱ワクチン接種支援<br>事業      | 豚熱ワクチン接種にかかる手数料（家畜伝染病予防法に基づく手数料）              | 接種手数料の50%以内  | ・村の住民基本台帳に登録され、村内に居住していること<br>・豚熱ワクチン「注射申請書」（写し）の添付が必要 | 産業振興課 |
|          | 100 | 農業用設備固定費支援<br>事業      | 村内のハウス及びその付随する生産設備の償却資産に係る固定資産納税              | 年度ごと納入した償却資産に係る固定資産税の80%以内                                   | 新設した設備で取得後5年間に限る                                       | 産業振興課 |
| 活性化・村づくり | 101 | 地域活性化施設補助金            | 活性化施設の計画、建設及び基盤整備・区画整理等に要する経費で、300,000円を超えるもの | 事業費の1/3以内<br>【限度額】1,000,000円                                 |  | 産業振興課 |
|          | 102 | グリーンツーリズムの<br>推進事業補助金 | 旅館業経営許可手数料（簡易宿所営業許可に係るものに限る。）                 | 1件20,000円  |  | 産業振興課 |
|          | 103 | 活性化創造支援金              | 区、自治会、活性化団体が自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む創造的な事業     | ・ハード事業2/3以内<br>【限度額】500,000円<br>・ソフト事業3/4以内<br>【限度額】300,000円 |  | 企画財政課 |

| 区分           | 番号       | 補助金等制度名                      | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額  | 補助要件                            | 担当課            |
|--------------|----------|------------------------------|--|---|---------------------------------|----------------|
|              | 104      | 元気づくり支援金                     | 公共的団体等が自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業    | ・ハード事業2/3または3/4以内<br>・ソフト事業3/4または4/5以内<br>どちらも補助額300,000円以上 | ・長野県地域発 元気づくり支援金交付要綱、及び交付要領による。 | 企画財政課<br>(長野県) |
|              | 105      | 磐田市との友好交流                    | 村内で活動する5名以上で組織する団体が磐田市を訪問し、又は受け入れる事業に要する経費(食糧費を除く。)      | ・事業費の50%以内<br>【限度額】50,000円                                  |                                 | 企画財政課          |
| 林業           | 106      | 森林整備推進                       | 森林整備(植栽、地拵え、下刈り、枝打ち、獣害防除、除伐、保育間伐、搬出間伐、更新伐及び作業道整備等)に要する経費 | 補助事業は標準経費の3/10以内<br>その他の委託作業は事業費か標準経費のいずれか少ない額の3/10以内       |                                 | 生活環境課          |
|              |          |                              | 上記以外の森林保護整備用資材購入に要する経費                                   | 資材購入費の60%以内   | ・10aあたり60本以内                    |                |
|              | 107      | 松くい虫防除対策                     | くん蒸処理に要する経費  | 補助率：事業費の20%以内<br>【限度額】30,000円                               | ・松くい虫被害の防除とまん延防止                | 生活環境課          |
|              |          |                              | 焼却処理に要する経費   | 補助率：事業費の20%以内<br>【限度額】30,000円                               |                                 |                |
| 地上薬剤散布に要する経費 |          |                              | 補助率：薬剤費の50%以内  |   |                                 |                |
| 樹幹注入に要する経費   |          |                              | 補助率：薬剤費の30%以内<br>【限度額】30,000円                            |   |                                 |                |
| 108          | まつたけ環境整備 | 森林所有者が実施計画に基づき行う環境整備事業に要する経費 | 補助率：1ha当たり60,000円  | 【対象事業】<br>間伐、除伐、枝打ち、下刈り、柴かき等                                | 生活環境課                           |                |

| 区分  | 番号  | 補助金等制度名            | 対象経費  | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件  | 担当課   |
|-----|-----|--------------------|---|--|---|-------|
|     | 109 | 竹林整備推進             | 国県の補助事業による竹林の間伐等整備に要する経費のうち、実行経費から国県の補助金を差し引いた額 | 補助率：100%   | ・間伐の場合は1㎡以下となるよう伐採し、伐採した竹は竹林内から搬出を原則とする。  | 生活環境課 |
|     |     |                    | 上記以外の竹林の間伐等整備に要する経費                             | 個人で伐採する場合<br>補助率：<br>1年目 10a当たり50,000円<br>2-5年目 10a当たり30,000円<br><br>業者委託で伐採の場合<br>補助率：<br>実行経費の1/2以内<br>限度額： 50,000円          |   |       |
|     |     |                    | 地域で行う竹林整備に要する経費                                 | 補助率：<br>1年目 1㎡当たり 300円<br>2-3年目 1㎡当たり 200円<br>4-5年目 1㎡当たり 100円<br><br>限度額：<br>1年目 300,000円<br>2-3年目 200,000円<br>4-5年目 100,000円 | 事業対象者：<br>区、自治会、隣組等補助金の交付は5年目までとする。<br>間伐の場合は1㎡あたり1本以下となるよう伐採し、伐採した竹は竹林内から搬出を原則とする。 |       |
| 商工業 | 110 | 商工業地域総合振興事業補助金     | 商工会が行う商工業振興事業に対する経費                             | 事業費の20%以内<br>【限度額】 200,000円  | ・食料費、旅費賃金及び経営指導に関する経費は除く。   | 産業振興課 |
|     | 111 | 小規模事業者経営改善資金利子補給事業 | 株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を受けた者に対する借入金の償還に係る経費   | 利子補給年利1%以内<br>対象期間2年以内   | ・村内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者<br>・村税を完納している者<br>・申請書の提出については喬木村商工会長が申請者に代わって行うことができる。 | 産業振興課 |
|     | 112 | 工場等生産設備取得補助金       | 村内に有する工場等内に新たに償却資産の取得設置に対する経費                   | 取得した償却資産（機械及び装置に限る。）に係る初年度分の固定資産税年税額相当額<br>【限度額】 3,000,000円  | (1) 償却資産の取得額が1台3,000,000円以上<br><br>(2) (1)の合計取得価格が5,000,000円以上                      | 産業振興課 |

| 区分 | 番号  | 補助金等制度名       | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額                           | 補助要件   | 担当課   |
|----|-----|---------------|--|--|--|-------|
|    | 113 | 展示商談会等出展事業補助金 | 製造業が参加する展示商談会等の経費  | 小間料の1/2<br>【限度額】1回につき100,000円          |  | 産業振興課 |
|    | 114 | 後継者資金利子補給事業   | 喬木村商工振興資金融資あっせん規則により後継者資金の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費  | 利子補給<br>貸付利率の1/2以内<br>対象期間5年以内         | ・申請書の提出については喬木村商工会長が申請者に代わって行うことができる。<br>・村税を完納している者 | 産業振興課 |
|    | 115 | 経営革新資金利子補給事業  | 喬木村商工振興資金融資あっせん規則により経営革新資金の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費   | 利子補給<br>貸付利率の1/2以内<br>対象期間7年以内         | ・申請書の提出については喬木村商工会長が申請者に代わって行うことができる。<br>・村税を完納している者 | 産業振興課 |
|    | 116 | 創業支援資金利子補給事業  | 喬木村商工振興資金融資あっせん規則により創業支援資金の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費   | 利子補給<br>貸付利率の1/2以内<br>対象期間15年以内        | ・申請書の提出については喬木村商工会長が申請者に代わって行うことができる。<br>・村税を完納している者 | 産業振興課 |
|    | 117 | 経営健全化資金利子補給事業 | 長野県の経営健全化支援資金(新型コロナ向け伴走支援型)の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費<br>長野県の経営健全化支援資金(経営安定対策)の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費   | 利子補給<br>貸付利率の1/2以内<br>対象期間5年以内         |  |       |
|    | 118 | 知的財産権取得事業補助金  | (1) 特許法第195条第2項に規定する手数料(同法別表に規定するの特許出願をする者及び出願審査の請求をする者が納付しなければならないものに限る。)又は実用新案法第54条第2項に規定する手数料(同法別表の実用新案登録出願をする者が納付しなければならないものに限る。)<br>(2) 弁理士への報酬(成功報酬を除く。)及び経費 | 補助対象経費の1/2<br>【限度額】1つの知的財産権につき150,000円 | ・村内に事業所を有し、事業を営む者<br><br>・村税を完納している者                 | 産業振興課 |

| 区分 | 番号  | 補助金等制度名            | 対象経費  | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件  | 担当課   |
|----|-----|--------------------|---|--|---|-------|
|    | 119 | 商工業人材育成事業補助金       | (1) 国、県、大学又はこれに準じる機関が行う研修会等<br>(2) 企業グループ等が実施する研修会等で村商工業振興に有益と認められるもの<br>(3) その他の研修会等で村長が商工業振興に有益と認めるもの | 対象経費の1/2<br><b>【限度額】</b> 一事業所において一年度につき50,000円   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内に事業所を有し、事業を営む者</li> <li>・ 村税を完納している者</li> </ul>  | 産業振興課 |
|    | 120 | 喬木村創業支援事業補助金       | 確定申告書に計上された繰延資産償却費（開業費）および減価償却資産（初期投資）  | <b>【限度額】</b><br>創業初年度は40万円<br>2～3年度は30万円<br>開業から3年間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人は村内居住、法人は主たる事業所村内</li> <li>・ 特定創業支援事業で、喬木村創業支援事業計画に記載されている</li> <li>・ 青色申告</li> <li>・ 商工会へ加入</li> <li>・ 村税を完納している者</li> <li>・ その他不適切な業種（暴力団、風俗）、フランチャイズ、農林漁業、宗教団体等でない</li> </ul> 上記要件すべてを満たすこと | 産業振興課 |
|    | 121 | 喬木村人材確保支援事業補助金交付要綱 | 有償型インターンシップを活用し10日間以上職業体験をした学生の賃金補助および、受け入れをした事業所の指導費   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用賃金補助 30/100 上限5万円</li> <li>・ 指導費 3万円 各年度1回</li> </ul> | <b>【指導費】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内に事業所を有し、事業を営む者</li> <li>・ 村税を完納している者</li> <li>・ 暴力団、宗教団体、宗教法人でない</li> </ul> <b>【雇用賃金補助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学、短大、高校、専門学校等在学中</li> </ul> 10日間以上実施        | 産業振興課 |

| 区分   | 番号  | 補助金等制度名         | 対象経費                                  | 補助率／補助金額／限度額  | 補助要件   | 担当課   |
|------|-----|-----------------|---------------------------------------|---|--|-------|
| 上下水道 | 122 | 合併処理浄化槽設置及び修繕整備 | 村長の定める地域内において合併浄化槽を新規又は更新設置するに要する経費   | ○更新設置<br>補助率：<br>更新設置に要する費用に相当する額の8/10以内<br><b>【限度額】</b><br>(5人槽) 700,000円<br>(7人槽) 800,000円<br>(10人槽) 1,000,000円 | ○補助金を交付しない場合<br>・浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく届出、確認を行わずに新規又は更新設置するもの<br>・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者<br>・村が定めた下水道計画地区内の住宅に新規又は更新設置する者<br>○補助の要件<br>・更新する場合、設置から20年を経過し、かつ、設置業者が修繕不能と認めたもの<br>・法定検査を受けているもの                                  | 生活環境課 |
|      |     |                 |                                       | ○更新設置<br>補助率：<br>更新設置に要する費用に相当する額の8/10以内<br><b>【限度額】</b><br>(5人槽) 700,000円<br>(7人槽) 800,000円<br>(10人槽) 1,000,000円 | ・更新のため算定した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金額とする。  | 生活環境課 |
|      |     |                 | 村長の定める地域内において合併浄化槽本体又は付帯設備を修繕するに要する経費 | 補助率：<br>修繕に要する費用に相当する額の2/3以内<br><b>【限度額】</b><br>150,000円（本体）<br>30,000円（付帯設備）                                     | ○補助金を交付しない場合<br>・浄化槽法及び建築基準法に基づく届出、確認を行わずに設置したもの<br>・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者<br>・村が定めた下水道計画地区内の住宅に設置したもの<br>・法定検査を受けていないもの<br>○補助の要件<br>・対象となる修繕に要する費用は5,000円以上とする。<br>・算定した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金額とする。<br>・送風機の修繕は、使用開始から2年経過しているもの | 生活環境課 |

| 区分 | 番号  | 補助金等制度名                  | 対象経費   | 補助率／補助金額／限度額   | 補助要件  | 担当課   |
|----|-----|--------------------------|--|--|---|-------|
|    | 123 | 浄化槽法定検査分負担               | 浄化槽法第11条に規定される年1回の定期検査経費                               | 検査費用5,000円（一般家庭の例。規模による異なる）を公費により負担<br>（村から長野県浄化槽協会へ直接支払方式による） | ・ 合併処理浄化槽設置者  | 生活環境課 |
|    | 124 | 下水道等排水設備資金及び合併処理浄化槽設置の促進 | 融資あっせん要綱に基づいて金融機関から借り受けた資金に対して支払った利子                   | 補助率：<br>借入年利率の1/2で計算して得た額（1/2が3%を超えるときは3%で計算して得た額）             | ・ 利子補給金の申請、請求及び受領は金融機関が行う。<br>・ 交付申請<br>3月1日～8月末日分 9月10日<br>9月1日～2月末日分 3月10日  | 生活環境課 |
|    | 125 | 低宅地排水ポンプ設備設置             | 下水道の処理区域で施工される①排水ポンプ設備工事及びこれに伴う電気設備工事②ポンプピット築造工事に要する経費 | 補助率：<br>一の排水ポンプ設備に対し、150,000円                                  | 補助の要件<br>・ 地形上自然流下が困難な箇所<br>・ 公共下水道等の処理区域である。<br>・ 排水設備及び排水ポンプ設備によって全ての公共下水道等に排除する工事が行われること<br>・ 排水ポンプ設備は私有地に設置されるものとし、工事の施工について土地所有者の承諾又は同意を得られていること。<br>・ 申請する者に村民税、固定資産税、下水道受益者負担金、水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。 | 生活環境課 |
|    | 126 | 水道事業給水装置工事の促進            | 水道事業給水工事に要する経費   | 補助率：<br>工事費より500,000円控除した残額の50%以内                              | ・ 新規加入者であること<br>・ 村で指定した給水管路で量水器まで<br>・ 工事費の算出は喬木村給水装置工事参考価格表による。<br>・ 量水器までの工事費が1戸当たり500,000円以上  | 生活環境課 |
|    | 127 | 特定水道施設設置整備               | 特定水道施設の設置に要する費用<br>（水源から配水槽までの設置に要する費用に相当する額）          | 補助率：工事費の1/2<br>【限度額】500,000円                                   | ・ 特定水道施設は、喬木村水道事業給水区域外における生活飲料水確保のための個人水道施設   | 生活環境課 |
|    | 128 | 宅内加圧ポンプ設置                | 宅内加圧ポンプ設置経費  | 補助率：<br>加圧ポンプ、受水槽設置経費の1/2以内<br>【限度額】250,000円                   | ・ 水道使用料の滞納がないこと<br>・ 集合住宅は除く  | 生活環境課 |